# 令和8年1月~4月(一次)入所(転所)を申し込まれる方へ

- ■「令和8年用【認可】保育施設利用申込みのご案内」(申込書類含む)の配布について
  - 配布開始 令和7年10月31日(金)
  - ・配布場所 子ども施設課入園係(区役所4階)、区内の認可保育施設、各出張所、 子育て支援総合センター(すみだ保健子育て総合センター内4階)

# ■受付期間

窓口 > 令和7年11月27日(木)から令和7年12月10日(水)まで〈郵送・電子申請>令和7年11月17日(月)から令和7年12月 3日(水)まで※郵送:消印有効、電子申請:午後11時59分まで

# ■受付場所

※令和7年12月1日より、全庁的に水曜延長窓口の受付を第1・3水曜日のみに変更します。これに伴い、令和 7年12月10日(水)の受付は午後5時までになりますのでご注意ください。

受付日	受付場所	受付時間
令和7年11月27日(木)~ 令和7年12月10日(水)の平日 (土曜日、日曜日、祝日を除く)	墨田区役所2階 21会議室	午前9時~午後5時 ※ 水曜日(12月3日)は、午後7時まで

- ※<u>令和8年1月~4月(一次)入所(転所)申込については出生前申込みを行うため、</u> 令和8年2月18日までに出生(分娩)予定の方も、上記の受付期間となります。
- 申込みの際は必要書類をすべてそろえてお申込みください。提出後、書類を審査し、確認事項がある場合は、 勤務先やご自宅に連絡する場合があります。
- 受付期間の**後半は、例年大変混みあいます**ので、お早めにお申込みください。
- 電子申請での申込みも可能です。また、郵送申込み用の封筒(切手必要)も用意します。窓口の混雑緩和の ため、電子申請や郵送による申込みにご協力ください。





QR コードを読み込むと、現在呼出中の受付番号をスマートフォンで ご確認いただけます。(利用期間: R7.11.27~R7.12.10)

■認可保育施設利用に係る区外からの申込みや区外への申込みについて

墨田区では、転出・転入を伴う認可保育施設利用申込みについては、**希望する保育施設がある自治体に直接申込みを行う**こととなっています。

(1) <u>墨田区外にお住まいの方が転入予定で墨田区内の</u>認可保育施設の利用を希望する場合 上記の受付期間内に墨田区に直接お申込みください。

申込みに必要な書類は、墨田区指定の様式になります。「令和 8 年用【認可】保育施設利用申込みのご案内」を確認し、必要書類をそろえてください。

- (2) <u>墨田区内にお住まいの方が転出予定で墨田区外の</u>認可保育施設の利用を希望する場合原則、転出予定の自治体に直接お申込みください。
  - 申込みに必要な書類は、転出予定先の自治体が指定した様式になります。申込み手続や締切日については、 希望する保育施設がある転出予定先の自治体にご確認ください。
- ※ 上記(1)(2)以外の住民票の異動を伴わない認可保育施設の申込み(在勤者としての申込みなど)については、住民票のある自治体に必要書類を提出するため、電子申請による申込みはできません。

# ■申込みに際してのご案内とご協力のお願い

- 郵送、電子申請による認可保育施設の利用申込みの受付ができます。窓口の混雑緩和のため、郵送や電子申請によるお申込みにご協力ください。
- 申請書類を受理後、不足書類等確認事項がある場合、別途お知らせします。また、不足書類等がない場合 も、受理票と、お申込みされた方への注意事項をお送りします。
  - ※ <u>郵送と電子申請の締切日は、令和7年12月3日(水)(郵送:消印有効、電子申請:午後11時59</u> 分まで)です。
- 発熱等体調がすぐれない方は、受付場所への入室をご遠慮ください。

# ■4月(一次)結果発表

令和8年2月上旬ごろ(予定)に、内定の有無に関わらず通知を発送します。電話でのお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

#### (1) 内定した場合

入所(転所)までの手続き(面接日時等)については内定通知等でご確認ください。 ※必ず3月末までに面接・健康診断を受けてください。受けられない場合は内定が取り消しになります。

(2) 内定しなかった場合

4月(一次)で内定しなかった方は、そのまま二次募集の対象となります。退所や内定辞退により空きが生じた保育施設について、再度、4月(二次)にて利用調整(選考)を行います。希望施設を追加・変更する場合は、「希望認可保育施設(希望園)変更届」を子ども施設課入園係にご提出いただくか、墨田区公式ホームページから電子申請(※事前登録が必要です。)をしてください。※電話による希望施設の追加・変更はできません。内定した場合、電話でご連絡します(令和8年3月上旬ごろ)。

# ご確認ください!

■ 「令和8年1月から3月までの保育施設入所希望確認書」は、すべての方にご提出いただきます。 1月から3月までの申込みを希望しない方にもご提出いただきます。1月から3月までの申込みを希望される方は、申込み希望月を記入し、希望施設もご記入ください。

#### ■ 転所について

**内定後は、内定を辞退して転所前の認可保育施設へ戻ることはできません。**お申込みの際は、十分ご検討のうえ、お申込みください。

#### ■ 希望施設を追加・変更したい場合

お申込み後、希望施設を追加・変更したい場合は、令和7年12月10日(水)午後5時までに、「希望認可保育施設(希望園)変更届」を子ども施設課入園係にご提出いただくか、墨田区のホームページから電子申請(※締切日の午後11時59分まで。事前登録が必要です。)をしてください。**※電話による希望施設の追加・変更はできません。** 

- 4月に内定しなかった場合 申込書は令和8年11月30日(12月入所選考)まで有効です。
- お申込み後、墨田区外に転出された場合 墨田区でのお申込みは無効になります。

# 【 問合せ先 】

墨田区福祉事務所子ども施設課入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 03-5608-6152、6712(直通)

平日8:30~17:00 (水曜日は19:00まで)

※令和7年12月より毎月第1・3水曜日は19:00まで